

ID: 1004

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	特に必要があると認めて指定する広告物の表示等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	山口県屋外広告物条例 第6条第4項		
例 規 番 号	昭和41年 山口県条例第41号		
【根拠条文】 (適用除外) 第6条 4 知事が特に必要があると認めて指定する広告物又はこれを掲出する物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1号、第5号、第6号、第8号及び第9号並びに第4条第1項第4号の規定は、適用しない。 【基準】 根拠条文及び第11条の規定による。 (許可の基準等) 第11条 第5条又は第6条第3項若しくは第4項に規定する許可の基準は、規則で定める。 2 知事は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、山口県屋外広告物審議会の議を経て、第5条又は第6条第3項若しくは第4項に規定する許可をすることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日